

豊岡市「医療的ケア児者支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場」設置に関する基本方針(案)

1 趣旨

医療技術の進歩により、日常的に医療的ケアが必要な障害児(以下、「医療的ケア児」という。)が増加傾向にある中で、平成 28 年 6 月公布の児童福祉法の一部改正法により、地方公共団体は医療的ケア児にかかる支援を行う保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関との連絡調整を行うための体制の整備について努めるよう示された。

これを受け、本市の第 1 期障害児福祉計画において、平成 30 年度中に医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置することを位置づけるとともに、医療的ケアの必要な障害者の支援についても協議できる体制を検討することとした。

これらのことを踏まえ、医療的ケアの必要な障害児者が様々なライフステージで必要な支援を受けられるよう、関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。

2 進め方

医療的ケア児者支援にかかる協議の場を設け、各分野の関係機関の担当者を一堂に会して、各機関との連絡調整として継続的に意見交換や情報共有を行いながら、各分野の支援における現状や課題を把握し協議を行う体制の整備を図る。

3 対象者像

人工呼吸器や喀痰吸引による呼吸管理、胃瘻や中心静脈栄養等による栄養管理、人工肛門や導尿による排泄管理等、日常生活を営むために医療的ケアを要する状態にある障害児者とする。

4 主な検討事項

医療的ケア児者とその家族が、出生後から就園、就学、成人へと続くライフステージごとに、その心身の状況に応じて必要な支援を適切に受けられるような体制の整備について、関係機関との情報共有及び意見交換を行い、

- ・各分野における支援の現状把握と課題抽出
- ・地域資源の評価や活用
- ・より良い支援体制のための関係機関の連携方法

の 3 点について検討を行う。

5 各分野における検討項目(案)

(1)保健・医療

- ・出生直後から退院、およびその後の日常生活に必要な医療の提供体制及び関係機関との連携に関すること

(2) 保育・教育

- ・医療的ケア児の受け入れに対して、現状とその課題に関すること
- ・就学前から高校卒業までの、ライフステージの移り変わりに伴う関係機関との連携に関すること

(3) 障害福祉

- ・医療的ケア児の福祉サービスの利用について、現状とその課題に関すること
- ・出生後から 18 歳までの障害児、また 18 歳以上の障害者について、ライフステージの移り変わりに伴う関係機関との連携に関すること

6. 会議体について

会議体のメンバーは実務担当者レベルとする。